

檜山北部3町合併協議会
第1回 新町名候補選定小委員会

日 時 平成16年5月18日(火) 15時00分

場 所 北檜山町役場 第1委員会室

檜山北部3町合併協議会 第1回新町名候補選定小委員会会議次第

平成16年5月18日(火) 15:00~17:02 場所:北檜山町役場 第1委員会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

議案第1号 委員長及び副委員長の互選について
会議録署名委員の指名について

議案第2号 新町名の候補の選定方法について

議案第3号 新町名募集要領について

議案第4号 新町名候補選定基準について

議案第5号 新町名候補選定スケジュールについて

議案第6号 新町の名称募集チラシについて

4. その他

5. 閉 会

○出席委員

大成町

委 員 花 田 千 賀 志 委 員 佐 々 木 陸 郎 委 員 成 田 直 彦

瀬棚町

委 員 柳 田 眞 委 員 新 保 静 夫

北檜山町

委 員 内 田 東 一 委 員 真 柄 克 紀 委 員 石 川 文 枝

檜山支庁

委 員 小 田 千 秋

○欠席委員

瀬棚町

委 員 平 田 泰 雄

○代理出席

瀬棚町

助 役 小 林 義 悦

○小委員会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕
北檜山町企画商工観光課町づくり推進係長 山 内 保 夫

1. 開 会

(午後3時00分)

(道高事務局長)

それでは、ただいまから第1回の新町名候補選定小委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、協議会会長であります内田北檜山町長よりごあいさつを申し上げます。

2. 会長あいさつ

(内田会長)

皆さん、どうもこんにちは。大変お忙しいところ、ご苦勞さまでございます。

今、地政部長さんがこちらに向かっているということでございますけれども、定刻になりましたので開催させていただきたいと思っております。

きょう、第1回の新町名候補選定小委員会でございます。恐らく3町の町民の皆さん方ひとしく、この新町名の委員会の成り行きについては大変関心があるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。けさほどからずっと雨、そしてまた曇りでありましたけれども、この第1回の開会と同時に太陽の日は差してまいりまして、どうも先行き非常にいい傾向になるのではなかろうかなというふうに思うわけでございます。きょうは第1回目でございますので、どうかひとつ皆さん方のご意見をいただきながら、最終的には3町のまとまった報告をいただきたいというふうに思うわけでございます。

どうかひとつ、本日の第1回目の小委員会を、皆さん方の力をいただきまして本当に和やかに終わりますことを祈念いたしまして、開会についてのごあいさつといたします。よろしくどうぞお願いいたします。

3. 議 事

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございます。

初めに、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、会議の成立は委員の3分の2以上の出席ということになっておりまして、本日の出席委員、ただいま9名でございます。地政部長さんが今、来られるということでございますが、現在9名です。7名以上の出席となっておりますので、会議は成立していると報告させていただきたいと思っております。

そのうち、瀬棚の平田副会長のかわりに小林助役さんがきょうは代理出席ということでございます。

それでは、当小委員会の運営要綱第6条第2項によりまして会議の議長は委員長が当たることになっておりますが、委員長が選任されるまで内田協議会会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いしたいと思います。

(内田会長)

それでは、委員長が選任されるまで私が議長役を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第1号でございます。委員長及び副委員長の互選についてを議題といたします。
事務局から議案の朗読をいただきます。どうぞ。

(道高事務局長)

それでは、きょうお渡しいたしました小委員会の議案でございます。そちらの方の1ページをお開きいただきたいと思っております。議案の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第1号 委員長及び副委員長の互選について。

委員長及び副委員長の選出は、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第4条第2項及び新町名候補選定小委員会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、互選により選出する。平成16年5月18日提出。新町名候補選定小委員会。

委員長1名、副委員長を互選をひとつお願いしたいと思っております。

以上でございます。

(内田会長)

それでは、委員長及び副委員長の選出方法についてお諮りをいたします。

どのような方法で選出しますか、どなたか発言をお願いいたします。

真柄委員。

(真柄委員)

選出の方法については指名推薦がよろしいと思っておりますので、お諮りの方、よろしく願いいたします。

(内田会長)

ただいま真柄委員の方から指名推薦との発言がありましたが、そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なし、とのことでございますので、指名を願いたいと思っております。

どうぞ、真柄委員。

(真柄委員)

委員長に大成町・花田町長を推薦いたします。

(内田会長)

委員長に大成町の花田委員を推薦するという真柄委員からの提案がございましたけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、花田委員に委員長をお願いしたいと思います。

それでは、委員長さんが決まりましたので、ここで交代をさせていただきます。

(花田委員長)

ただいま委員長に推挙をいただきました。

文字を読むと非常に親しみのある案件でございますから、会長の言うように和やかにいくものと私は信じたいと思っております。そのためにも各委員さんの忌憚のないご意見を集めて、その後進行すべきことだと、このようにも考えてございますので、どうぞ皆さん、各委員のご協力をお願い申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは引き続いて、副委員長さんの互選をお諮り申し上げたいと存じます。

真柄委員さん、どうぞ。

(真柄委員)

副委員長に瀬棚町・柳田議長を推薦させていただきます。

(花田委員長)

ただいま柳田真委員の副委員長の推薦がございました。他にございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

それでは、柳田真委員の副委員長のことについて、推薦どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

ありがとうございました。

それでは、副委員長に柳田真委員、お願いしたいと存じます。

それでは、これより本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろ

しくご協力のほどお願いいたします。

続いて、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、小委員会設置規程第7条の会議運営規程の準用に基づく規定によりまして、新保委員と真柄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは続いて、議案第2号 新町名の候補の選定方法についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と資料の内容説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

議案第2号 新町名の候補の選定方法について。

新町名の候補の選定に当たり、次のとおり選定方法を決定する。平成16年5月18日提出。新町名候補選定小委員会。

記、候補の選定方法。

議案第2号 新町名の候補の選定方法についてご説明をさせていただきます。議案の5ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに「基本的な考え方」ですが、第1回協議会において、合併の方式につきましては新設合併との承認がされました。新設合併の場合、合併前の大成町、瀬棚町、北檜山町の3町の法人格が消滅し、新たな町として一つの法人格が発生することとなります。このため、3町の名称はすべて廃止されることとなりますので、新しい町の名称を新たに定める必要があります。

なお、名称の定め方につきましては、法律上特に規定がございませんので、基本的には自由に定めることができます。

次に、「候補の選定方法」はと申しますと、大きく分けて二つの方法が考えられます。一つは、公募で選定する方法であります。もう一つが、公募以外で選定する方法であります。

次に、全国の先進事例を見ますと、新市名それと新町名の選定方法を幾つかここに挙げております。これは新設合併の場合の事例でございます。ごらんいただいてもおわかりになりますように、全国的な傾向としましては、住民の方々の意向をやはり尊重するという意味で、協議会の中に小委員会を設置し、一般公募を行っている例が多いようでございます。

公募以外の事例といたしましては、一番上に掲載しております北上市の例がありますが、北上市の例の場合でありますと、法定協議会の発足前に首長さんや議長さんで構成する合同会議で新市名まで決めていたという内容でございます。

また、あきる野市に関しましては、初めは協議会の中の小委員会において協議する予定でしたが、途中で調整がつかないということもございまして、法定協議会の場で協議することになったわけでございます。最終的には両方の自治体の市長さんによって協議し、決定されたという流れになっております。

先ほど、選定方法の方法で大きく分けて二つの方法と申しましたが、公募で選定する場合には、引き続き7ページ以降の議案第3号～第6号をご協議いただくという流れで議案をご用意させていただきました。公募以外の方法という場合でございましたら、この場でどのような方法で選定する

かを、委員の皆さんでご協議していただく流れとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(花田委員長)

ただいま事務局の説明が終わりました。改めてお諮りします。

新町名の候補の選定方法についてどのような方法で行うか、ご意見を集めたいと思いますが、ご発言をお願いしたいと思います。

(柳田副委員長)

今、公募と公募以外という二つの方法が出されたわけでございます。既に説明でもありましたように、要領案では公募ということ以案が出されております。既にこれはこのような考えということであるだろうと思っております。私自身も公募になるだろうという思いがありましたし、それがよい方法だったらそれはそれでいいだろうというような気がします。しかし、少しだけお話しさせていただきたいのですが、任意協で、最後でしたか調整確認の際に、いわば任意協の調整の内容にもありますとおり、「公募も含めた」ということがございました。それで、その調整の際に、公募も含めたというからには任意協で何らかの考え方というか思いというか、そういうことがあっていいのではないかということで、瀬棚から少しだけ町長さん、議長さん方に示させていただいたものがございます。それはご存じだろうと思っております。そのときに町長さん、議長さんたちからは、これは任意協で調整したということは、やはり3町の感情からいっても、これをまとめ上げたというふうを受けとめられてはちょっとまずい面もあるだろうから、これはこれでもし法定になったとき、出されるというか、話題なったそのときまた改めてお話ししようや、ということで終わっていると思われまます。これは私の記憶違いでなければ、そうだと思うのです。

だから私は、その任意協で話させていただいたことが捨てられたものとは思っておりません。受け取っていただいたものと思っているのですよ。そのとき、「だめだ」「これは問題外だ」というふうなお言葉をいただいた覚えがございませんので、受け取っていただいた……しかし、結果は結果としてそれは別だと、それはそう思っているのですよ。たとえ参考であれ、話題だけだといったところで、結果は結果として受け取ったものについて、それは事務局さんがいろいろなお考えでこのような案を出されたとは思いますが、それについてナシのつぶてではなくて、少しはそのことについても触れていただいても決していけないことではないのではないのかな、という気がするのです。それでないと、立場とかなんとかという問題ではなくて、事実出されたものを捨てられたわけではないということから考えれば、そのことの意味表示、何らかの説明があつてしかるべきだろうというふうに考えます。それで納得させていただいて、先ほど申し上げたように、僕も公募は公募としてそれは考えがよろしいだろうという考えを言っているわけですから、それはそれでいいのですよ。だけでも、出されたものについての瀬棚町の考え方というものについて、「いや、実は」という説明がこの議案という形の中で提案された中であつてしかるべきだろうと。それでないと、あのときは何だったんだ、というふうに考えざるを得ない。少なくとも私として提供した以上は。ところが、

そういうことについてこの際、説明がなかったというその理由と、そして私がお話しさせていただいた任意協での調整確認の際のものがどのような値だったと考えておられるのか、まずそれをお聞きしたい。

(内田委員)

確かに最終の任意協の柳田委員の方から、町名については……これも今回、これは第1回目だし、私が冒頭言ったように、これは思いのことをはっきり言ってした方が私はいいと思うのです。要するにそれを出し合って、それはいいか悪いかをこの会で議論するわけですからね。確かに、最終のときに柳田議長さんの方から、町名については瀬棚町を使ってほしいという、それは確かにございましたよね。そして、そのときは、郡としては「久遠郡瀬棚町」というようなことで、具体的に柳田委員の方からそういうお話が出ました。そのときに確かに、それは一つの意見として、今後の課題としてそれを検討するとしようということだったわけです。ですから、私は、ここに公募で選定する方法と公募以外の方法で選定する方法、二つの案があるわけですから、これはやはりここでいきなり瀬棚町というのではちょっとあれだから、そのことについてはいわゆる含みを持って公募で選定する。今、柳田委員さんの方から公募もいいと言って、私はそこがいかないと思うのですよ。公募であれば、やはりそうした面で、これは方法をどうするか、これまた議論のあれになりますけれども、ですからやはり今、さっき言ったように柳田委員さんは確かにそのことを言われたわけですから、だからそれを「いや、公募でもいいのだ」「公募でもいいよ」ということになると、では公募で果たして、いわゆる柳田さんが言われたような意見にあるのかどうかというのは、これはちょっとあれですから。私は今回、この二つの選定方法というのは恐らくそういうことも含めた中でこういう選び方をしたと思う。ですから、公募で選定するのか、あるいは「いや、もう旧町の名前は使わないで、その新町の名前をあれするのか」ということと、それと「公募以外」ですから、これはやっぱり話し合いの中で、ひとつ委員の皆さん方で話し合いだけでやるという含みがあるのだから、初めからあれはどうだこうだということになるとちょっとあれですから、そういう形になるのでないかというような気がする。

(柳田副委員長)

僕が舌足らずだった面もあるかも知れませんが、僕は、公募であるならそれに反対しないということは、もう案というのはやはり議案として出すという以上は、複数のものがあるということは余り考えたくないし、考えにくいのですね。こっちをとるか、こっちをとるか、というような……。例えばこれから議題になるでしょう要領案にしても、やはりこれ、両方やっていて、皆さんいかなかということまでやっぱり形をきっちりして一つのものという、既に公募ということで、ここに案ではあるけれども載ってきてしまっているから、私はあえて公募でもそれは流れとしてはそうなっているのだろうと。それをあえて1人だけ否定するというにはならないだろうというようなことで私は理解をしていただきたいなと思っていたのですが、それはそれとしても、今、内田町長さんがおっしゃったように、どっちをとるかということ、いい言葉で言えばそうなるでしょう

けれども、しかしやはりこれをうたってしまって、案としてそれをご苦労に対して非とすることにはなかなかないだろうという気もするのです。ですから、これを公募以外で選定する方法とした場合にはどうするか、と事務局も言われましたけれども、やはりなかなかそこまで行き着かないだろうと。いろいろ今までの雰囲気の流れから見て。そう見たときに、やはりこれはこれとしても、こういうこともあったのだという説明ぐらひはいただければ、私も理解できるというか、するというか、そういう形になるだろうということなのです。だから、その辺も全く切って捨てたと言われるようなことでなくて、そういう形の中で説明をしていただければ納得するということなのです、僕は。何も無いのです……他意はないのです。

(花田委員長)

そのつもりもあって、委員長としてはご意見を集めたい。その趣旨をそこに含んで申し上げたつもりでございませうけれども、ただいま話の中でそう出てくると、その任意協のときの話題もその一つだというその方法の中で、それが当然お話が出て、思いのたけをお互いに出すわけですから、そう出てくるものと、こう考えました。だから、口ではなかなか今までのまとめ方が大変でしょうけれども、その思いのたけのほどをまとめたものを実は、任意協の委員長として私はそのものを預かっておりますので、これからそのコピーしたものをお渡しをする。それを含めながら、今後どうあるべきか、皆さんのご意見を集めたい。こういうことでよろしく願います。

ちょっとの間、休憩をさせていただきます。

(休憩)

(午後 3 時 2 3 分)

(再開)

(午後 3 時 3 0 分)

(花田委員長)

では、休憩を取り消します。

では、会議を始めます。

新町名の候補の選定の方法について、各委員さんのご意見を集めたいと思います。ご発言願います。

(石川委員)

私は一般町民代表の参加ですので、一般の町民の立場で、公募という形が、新しい町がこれから進んでいくという形の中でどこかで何人かで決められるというのではなくて、広く募集した形で町名を決めていくのがいいと思います。それで、その中に一番集まったからその町名ということではなくて、いろんな形で何票か差で、「ああ、これがいいんじゃないかな」という、小委員会の中で話題になるような町名があったら、それはそれで第二番目でも第三番目でもそれぞれに話し合っていけばいいという形の、広い形での公募という形をしていった方がいいと思います。それには、旧町名もちろんありますけれども、新町名、全く旧町名とかかわらない新しい町名という形の両方

で公募していったらいいのではないかなと思っています。

(花田委員長)

ただいま石川委員さんからは原則公募、そしてあくまでもそれは得票数にかかわらず、今私たちの委員会が求めているものは、歴史とかいろんな立場に立って、将来に向かっての新しい町のあり方を検討する委員会でございますから、その思いを込めてその得票数からふさわしい名前を皆さんで最終的に、あるとすればそれを定めていくと。その中には旧町名も新町名もそれは区分しないと。いわばフリーでそういうものを公募されたらいかがと、これが石川委員さんの発言で……これによるのでしょうか。

他にございませんでしょうか。

(真柄委員)

私もほぼ石川と同意見なのですけれども、今、この公募のパターンを見ますと、先ほどおっしゃったように、この小委員会で仮に公募したときの小委員会での選考は3次、4次まで持っているパターンもあります。ですから、これを入れると、何か公募以外の方法もそこに入るのだと思うのですけれども、ここまであくまで公募という形の中に入るとすれば、当然公募できちっと……あと、今言われたように、歴史、それから各地域の思い、それら全部を含めた中で、やっぱりこれはなじみの方もいらっしゃる……。仮にもう一つ、非常に私も僭越な言い方ですけれども、仮にそうだとしたら、思いがあったとしても、公募で圧倒的に少ない場合、幾らやってもこれは通用しないわけなのですよ……ということも含めて、きちっとした形でここまでが公募の範囲というのであれば、私はやはりそういう形をとるべきだと思います。

それともう一つ、これは事務局サイド、支庁の方にも来ている、この公募の範囲というのは、これはどこまで限定というか定義されているのですか。

(花田委員長)

実は、その方法論が決まれば、恐らく公募となれば、どういう形かというのはお互いにまた腹案があろうと思うのです。まずは、前段の入り口の部分ということで意見を集めたいと思っている。どなたでも結構でございますから、全員の発言をお願いしたいと思っている。

(新保委員)

公募というのは文章の中にもあるのですけれども、やっぱりその範囲を、自分個人として考えるには、この3町の町民の範囲内で抑えたらどうかなという基本的な考えを持っているのですけれども。

(花田委員長)

いや、公募をするか、特定のそのものの含めた方法で新しい町の名前を探っていくのかどうか、

そのものをまず決めてから、では方法で……仮に……余り言ってしまうと、この公募というのは何か委員長が公募へ誘導したようになってしまうので言葉を選ばなければならないのですよ。今ある、石川委員さんも真柄委員さんもそういうご発言があるわけで、その他の委員も、皆さんの思いをやはりこの際ですから、全員でやはり発言していただいて、その集大成の中で方向をまず、1点、2点目と、こういうふうに順序でやっていかないといけないのではないかなと、こう思いますので。どなたでも結構でございます。

(佐々木委員)

原則公募で結構です。それで、実際に公募した場合に、いろんな町名がそれぞれの住民の思いが含まれて出てくると思うのです。それで、当然、決める前にはこの協議会としても、いろんな歴史性の問題、それからこれからのまちづくりのイメージもあるだろうし、そういう観点を踏まえた上で選定されていくと思うのです。ですから、いろいろ出てきても、必ずしもその名称そのものが生きてとは限らない。若干手を加えなければならないこともあると思います。それはこの後の問題ですけれども、原則公募ということで結構です。

(花田委員長)

佐々木委員さんは、原則公募と。
ほかの方も、どうぞ。

(成田委員)

私も公募でよろしいかなと思っていたのです、実は。だけど、この今の資料を読んだら、もしこの小委員会の中でこういう形で皆さんの意見がまとまるものであれば、今後公募とかそういう形の中での時間的なむだも省けるし、もしこの委員会の中でそういう部分がまとまるのであれば、そっちもいいかなと思っていますところです。

(花田委員長)

原則は公募？ まとまるものなら、と。これはなかなか言葉を選んでいる。そのまとまるのがなかなか至難で、意見を集めて……。方法として、先、流れがあるわけですから。石川委員さんから発言の中を踏まえて、原則そのもの、旧町を含めまして新しい名前もオーケーよと。こういうこととということが流れて今、来ていますから、原則公募ということでよろしいでしょうか。

(成田委員)

そうですね、原則公募。

(花田委員長)

新保委員さん、先ほど公募とかそういうことの発議をなされておりましたが、どうぞご発言くだ

さい。

(新保委員)

何か公募して、地元みんなの意見を集約できる……確かにこういう意味だなと思っているけれども、今成田さんも言ったような、こういう公募の流れでも、今余りにもアンケート調査も、先ほどあれを見てもそこそこで、100%ではないと思いますけれども、それなりの町名とかいろんなものが出ているのかなと思いはするのですけれども。

(内田委員)

これは確かに、皆さんのご意見、公募というのが多いのだけれども、私はやっぱり違うものが、例えば瀬棚さんがこういうような、よい思いを持って、これは恐らく町民の皆さん方もこういう意見だと思うのです。そういう中でこうしたことで今、そういう発言をされているわけですよ。ですから、まず、それはもう皆さんの意見あれだけれども、私はやっぱり今、いわゆる発言をされたそのこともやはりここで、3町ですから、やっぱりお互いにうまくいっていかなければならない。そういう意味で、やっぱり瀬棚さんの言っていることももう少しここで、これは意見ですから、ここで結論をあれだということではなく、十分瀬棚さんの意見というものを聞かせていただくし、また我々もそれらについては3町の中でお互いに譲り合うところは譲り合う、うまく譲るような方法の中で進めていった方が私はいいのではないかなというような、私はそういう思いをしているわけですよ。だから、そのためにはやっぱり、今、1番、2番の公募の選定する方法という方に傾いているのですけれども、2番目の公募以外の方法で選定する方法というのはどういう方法があるかということも一つ議題の中に入れて、そして話し合いをし、そしてそれは最終的に意見になれば、これは瀬棚さんの方もそれは理解いただけると思います。

(花田委員長)

私、委員長として、確かに思いのたけは皆お持ちでしょうけれども、委員会に委ねられている方法というのは、広く、複数の方からの応募により数多い中からふさわしいものを選ぶ、そのつてを私たちは考えていくものだとは私そう理解しているのですよ。ここで今、仮にこの思いのたけだけで審議をするというと、ではそれだけでやったのかということにもなりますよね。だから、そのことも含めて、恐らく各委員さんの旧町村名も含めてオーケーよと、こういうことを考えてのご発言も底流にあるのだろうと、こう思っておるのですが、委員長が短兵急で何でもパパッと決めようとは思っていませんけれども、いかがでしょうか。

(真柄委員)

今、委員長がちょっとおっしゃったように、先ほど多分、各委員さんからも異論は出ませんでしたものね。今までで言うところの本来の対等合併であれば、新町にも新しい名前で行きましょうと言っても何も不思議はないわけなのですけれども、そういういろんな各地域の特殊性なり、各地域

の思いも含めた中で旧町名も全部含めるという、公募しなさいという意見だと私は思いますので、それは十分に先ほど言われたことも含めて、私は委員として苦吟した中で、今言う会議に参加しているつもりでありますので、それでこういう中でできれば、パターンとしまして、これも先ほど言ったように公募になるなら、さいたま市のような形で、そういう中から1次の中で五つなり六つに絞るといような形に持っていくようなことができれば……。そして、仮にこの五つか六つの中にその思いが入らないとしたら、やはりこれは新しい町民から決して支持された名前になるとは限らないこともありますので、そのぐらいのこの範囲の中から判断基準にしていかなかったらならないのではないかなという気がしますけれども。

(花田委員長)

ご意見、ございませんか。

では、お諮りします。

いろいろと皆さんの意見を重ねてまいりました。この候補の選定については原則公募とする。ただしその名称については、旧、新しい名前を問わず、そして得票数にもかかわらず、その地域のこれから目指す要因を満たす名前、これを選定をすることを目指していくと、こういうことだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

特に異論があれば、どうぞ加えていただいて結構です。したがって、先ほどのものを含めての伺いですから……。

では、原則公募ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

では、そのようにさせていただきます。

次に、この原則公募にかかわって、これからまた皆さんのお知恵をかりたいと思います。

では、一応原則公募ということについて今、事務局で持ち合わせているものの内容に、まず説明を加えさせていただきたいと存じます。

(柳田副委員長)

「原則公募」としたら、原則でないことも言わなかったら……説明しなかったらいけないわけでしょう？

(花田委員長)

では、「公募」。訂正します。

(柳田副委員長)

原則でないこともきちんと説明しないと結論は出ないです。

(花田委員長)

では、公募で選定する、ということにさせていただきます。「原則」は取ります。

では、その公募で選定する方法にかかわって、若干説明をさせていただきます。

続いて、議案第3号 新町名の募集要領についてを議題といたします。

事務局から、その提案の内容を説明させます。

(成田事務局次長)

議案第3号 新町名募集要領について。

新町名募集要領を別紙のとおり定める。平成16年5月18日提出。新町名候補選定小委員会。

議案第3号 新町名募集要領についてご説明をさせていただきます。8ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに「公募の目的」でございますが、目的を四つの事項に分けて掲載しております。

四つの事項を集約しますと、地域の住民の皆さんに合併に対する関心を広く持っていただき、住民参加の推進を図っていくという意味を持ってございます。

2番目の「公募の内容」につきましては、新町にふさわしい名称を公募する、ということとしております。

3の「公募の方法」でございます。

先進事例を見ますと全国的には応募資格に制限を設けていない協議会が多いことから、この案では、応募資格に制限は設けておりません。また、応募方法は、応募資格に制限を設けないことを踏まえ、専用の応募はがき、官製はがき、電子メール、ファクスなどだれでもが応募しやすい方法としております。なお、応募の際には、新町名、新町名としたその理由、住所、氏名、年齢、電話番号を明記することとしております。

新町名が協議会において決定された後は、協議会だより、各町の広報紙、協議会ホームページなどで発表を行うこととしております。

その他の事項としまして、新町名は漢字、平仮名、片仮名のみを使用することとして、漢字の場合は、読み方を確認するため振り仮名を振っていただくこととしております。

4番目の「公募期間」は、議案第5号の新町名候補選定スケジュールと関連しますが、この段階では平成16年8月10日、火曜日までとさせていただきます。

5番目の「広報活動」は、募集期間中は、報道各社への広報依頼なども行う形で周知に努めることとしております。

9ページをお開き願います。

6番目の「応募作品の位置づけ」はと申しますと、応募作品の中から新町名を決定することを原則としますが、ふさわしい名称が応募されなかった場合は、別途協議することとしております。

また、応募作品は、必要最低限の修正は可能としているところでございます。

7番目の「新町名の決定方法」としましては、「新町名候補選定小委員会」で選定基準を定め、応募作品の中から5～10点程度候補として選定を行い、協議会に報告をいたしまして、協議会での協議により決定することとしております。

8番目の「新町名の選定基準」は小委員会で別に定めることとし、次の議案第4号において議題として提案させていただいているところでございます。

附則において、この要領の施行日は本日からとさせていただきます。

なお、ご協議いただくための全国の公募の先進事例を19ページに掲載しておりますので、そちらの方をご参照していただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(花田委員長)

ただいま事務局の方の説明を終わりました。新町名の募集要領についてご審議がありましたら、各委員さんのご質問を受けたいと。

(柳田副委員長)

聞き逃して申しわけないのですが、3番目の公募の方法で、公募を行う範囲はどこまででしたか。

(成田事務局次長)

特に制限は設けていませんので、全国各地から募集をかけるということでございます。

なお、全国各地ですから、当然ホームページにその部分を掲載して、メール等で募集するという形をとりたいと思います。

(柳田副委員長)

わかりました。ありがとうございます。

(花田委員長)

どうぞ、他にいっぱいあると思うのですよ、このやり方が。

(真柄委員)

ちょっと時期が早いけれども、今ここでしていいかなと思うのですけれども、今言われたように全国各地を公募の対象とするのかしないのか、これ、委員長、十分に議論していただきたいなと私は思いますので、よろしく。

(花田委員長)

そのとおりだと思います。したがって、皆さんのご意見を全員に集めたいと思います。

(柳田副委員長)

全国各地という話を伺いましたけれども、3町の将来をみずからの手で、というようなことから考えれば、反します、これは。私は絶対に反すると思います。全国各地なんか、知らないところがいっぱいある人からどんな名前が来るかわからない。そういうことから考えれば、やっぱり我々3町で自信を持ってつくるべきだと思うのです。自信を持って。我が町の将来に向かって。それで、少なくとも3町ということを考えれば、広げてもその3町の出身者ぐらいまで、という範囲の枠の中で公募という形をとるべきだと思っています。非常に失礼な言い方ですが、イベントではないのだから、これ。お祭りではない。まちづくりなんですよ、これ。仲間づくりでもなんでもなし。全国なんて、これ、もってのほかだと思っているのです、僕は、これ。絶対譲れないわ、これは。

(内田委員)

そのとおりです。全国、私、それは果たして本当にそれだけ必要あるかということ、今言ったように、やはり3町のちょうど新町にふさわしいということは、地域の状況というのは地域の人が一番わかっているわけですよ。どういう状況かと。ですからそういう意味で、やはり地域の3町の住民、それと今、柳田さんが言われたように各町の出身者、これがどこかに行っておられる……思いをふるさとに持っている方々のそうしたことも含めて、そうしたことで私もやはり全国にそれを募集する必要はないのではないかというような気がします。

(花田委員長)

ご意見ですので、どうぞ。どなたも発言できますので。

(成田委員)

私も今、お二方の意見と同じです。

(花田委員長)

他に、どうぞ全員お話ししてください。

(真柄委員)

ただ、一つ、私も、多分その範囲というのは言いますように膨大な事務量にもなりますし、先ほど柳田副委員長がくしくもおっしゃった。私たちの手で町をつくるという意味から言っても当然、町の人方の数の中の多さ少なさもありますから、そういうことの中で責任を持って町の人に考えていただくという意味では、ある程度限定するのが筋だろうと思います。ただ、できれば、先ほど言ったように出身者を何らかの形で、全員ということにいきませんけれども、何らかで取り上げられるような方法があれば、これは考えていった方がいいのではないかなという気がいたします。ただ、一つ、今ほかの委員さんからもちょっとあれですけども、この公募目的の4番目、「広く新町名を公募することにより、この地域の知名度と向上を図る」という意味からいくと、多少今の結論と

いうのも矛盾する面もありますので、この辺の修正というのは必要かなという気がしますけれども。

（花田委員長）

今のご意見が集中したときには、この4番のことを重視するかしないかで当然変わってまいりますから。あくまで要綱案ですから、その今、基本方針が決まれば、それにふさわしいものでやらないと応募する方が戸惑いますので、逆にこの修正のそこのところの追加があると、こういうことを含んでご発言いただければと思いますが。どうぞ、どなたでも結構ですよ。

（佐々木委員）

子供の名前を決めるには、親はそれぞれの思いがあってするわけ。ですからその親になるのは今度、3町の町民であって、そこはやっぱりきちっとすべきと思います。ただ、出身者、その扱い、ではそこをどう確認するかという問題がありますけれども、それは具体的にまた、検討が新たに必要でないかなと、そういう感じがします。

（小田委員）

私は、これ、直前に読ませていただいて、ちょっと、このところで止まりました。新町をつくるのですから、原則もありますけれども、僕もふるさとに対する思いとかもありますので、もしそういう門戸が開かれていたらと思います。現実論としては余りはないのだろうとは思いますが、参加したいなという気持ちもふるさとに対する思いはありますので、読んでいてひっかりましたけれども、そういう意味だろうというふうに僕はここで理解しました。

以上です。

（新保委員）

基本的には何となく3町の町民でやるのが理想かなと思うのですが、さっき柳田さんも言われたとおり、範囲が出身者のどの辺の、北海道だったらやっぱり札幌周辺にするか、その辺がちょっとひっかかるのかなと思うのだけれども。

（小林代理）

そのことについては、佐々木委員さんが言われたように、事務局で今、例えばふるさと会だとか、限定されますよね。不特定多数になって、とてもじゃないが同窓会をやるわけにいかないから、そういうやっぱり団体を利用して話していただく……。

（花田委員長）

ただ、委員長として、皆さんの思いが凝縮されて言葉になっていますけれども、3町の町民であるということは、その住民基本台帳の登録有無にかかわらず、そういう広い意味でとらえておくのが必要ではないかなという。書く必要はないのかもしれませんが、今現在住んでいるとか登録して

いる方とかということやすること、3町の出身者、ゆかりのある方、こういうことの表現になるのだらうと思うのです。佐々木委員さんも言いましたけれども、これは各町に、東京だとか札幌とかある程度そういうところできちんと絞らないと、なかなかこれは大変でないかと。たしか、電波でもっていろんな文字によりますけれども、そういうことのほかにはないのではないかと思うのですけれども。でも、ゆかりのある方、こういうことをやっぱりやっていくことが、ほかの道南の方でもそういうことをやっていますよね。そういうことでまとめたいと思います。

(石川委員)

年齢なのですけれども、下の方は何歳までという形の区切りはつけないということですか。

(成田事務局次長)

基本的に年齢制限は設けておりません。

特に設ける基準がないのですよ。字が書ければ、思いがあれば書けますので。

(花田委員長)

それでは、新町名の募集については、3町の町民に加えて、出身者など3町にゆかりのある方ということでの表現でいいですか。

(成田事務局次長)

「3町の出身者の範囲」なのですけれども、事務局から考え方を述べさせていただきたいと思えますけれども。

まず、私たちも3町の住民と3町の出身者を対象とするということを考えてみたのです。ところが、この3町の出身者に、ではどこまで応募するのかという流れの中で、例えば3町の出身者を確認するためには戸籍をチェックしなければならないわけですよ。すべて私たちは自分の町で身近な人であればわかりますけれども、他町の人方が来たときに、では名前と、では結婚して名前が変わってしまって戸籍をチェックするとなると、3町の出身者かどうか、無理なのですよ。それであれば、全国でという範囲でもってやるのかなと思うのですが……。

(内田委員)

だから、さっき言った事務局の案はいわゆる全国から募集するわけでしょう？ だから、そこまですしないで、3町のならいいのですよ。だから、3町なら3町の住民だけでいいの。ただ、もう少し門戸を広げるならば、それでそういうことだというふうになれば、今言ったように、いわゆる各町の出身者にも呼びかけたらいいのでないかということの案だから、それは今、言ったように大変難しいということになれば、何も3町の町民を対象に小学生からやっていいという。ただ、いわゆる全国でやると言うから、今ここでも言ったように、全国だったら5,000件とか9,000件とかというのは集まっているわけでしょう。これが大変なの、この作業。だから、それでも今言ったように、

3町の本当にふさわしい名前というのは、ここに住んでいる人たちが一番わかっているわけだから、その人の方がぴったり合った名称というのは出てくるのでないかということなのです。だから、それは全国規模だと言ったから、それだったらせめて本町の出身者に広げたらどうかということだ。必ずしもそれをやるというのでないのだから。だから、難しいと思ったら、何も3町の町民を対象にしてもいいのだから、その辺をきちんと決めてほしい。

(柳田副委員長)

だから、広げても3町の出身者ぐらいまでとした方がいかがと言っているのだから、あとは事務局で判断して、それができるかできないかを判断した結果、3町でというなら3町でもよろしいのでないでしょうか。

(大成町助役)

幹事会では参考までに、今のような感じで3町を基本として……全国でとここには書いてありますけれども、3町を基本して、例えば限定するならば、先ほど出ました札幌、北檜山とか、そういう場を設定してもらえば、なおやりやすいよということなのですよ。ですから、ある程度やっぱり範囲を狭めて……どっと全部出してもらえば、これは先ほど議長が話したように、僕はやっぱり無理だと思います。

(道高局長)

それで事務局、私が今、考えていることは、今委員さんの考え方というのはわかりましたけれども、事務局としてはこういうふうにさせていただきたいと思います。

3町の住民をまず、これは第1条件として。それで、あとゆかりのある出身者については、これはホームページで、出身者それからゆかりのある方ということだけで文章にさせてもらいまして、あとチェックだとかは、そんなこと事務局でできませんので、それだけちょっとご了解くださいということでもあります。ゆかりのある方については、今の出身者だとか、どこにいたとかそのぐらいのことを書いてもらうようなことでやるということ、よろしいですか。

(「よし」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

そういうことであれば、今事務局長が申し上げたような全部戸籍を調べてやるとなると、これは大変なことです。ですからできませんので、ということでもあります。

ちなみにこれ、函館の方の上磯、そこだってそういう表現でしていることで、チェックだってそんなにしていないよ。そんな程度でやるようにすればいいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(柳田副委員長)

字が書けるということだったらいいということですね。

(花田委員長)

それでは、今お話しがあったことに含めて、この要綱については一部修正をさせていただくということでもよろしいですね。合わないところはね？ それは事務局に任せていただきますか。

(真柄委員)

委員長、修正ですから、今ちょっとまたあれなのですけれども、ここに1人何点でも応募可能すると、この辺もある程度、やはり1人1点、責任持って1点なら1点ならという形にしていかないとこれも大変ではないですかということを、再度提案させていただきます。

(柳田副委員長)

今、お話しあったように、この合併ということにかかわる新町名の決定の意義というのは、先ほどこからお話しあるように非常に大きなものだと思うのですよ。それを1人何点でもということにはならないのではないのかなと。あくまでも1人1点と絞って応募していただくということであれば、この意義というものの大きさに当てはまらないのではないかなと思う気がします。

(花田委員長)

この意味がちょっとわかりづらいですね。別の、こっち側の募集のチラシの方を見れば、「ただし、同じ名称は1回限りとする」というふうになっているので、そっちを見たら僕もわかりましたけれども、これを見ただけではどういうふうに、1人が同じ名前数点でもいいふうにもとれるようですね。

(柳田副委員長)

だから、あくまでもそういうふうを受け取られるということはやはりいけないことなので、1人1点として定めるべきであろうという考えが、私の思いです。

(内田委員)

だから、一番いいのは今、一つではないかと、その人に見てみたら思うのですね、私も。それが三つ応募する必要というのは何もないのではないかと。

(柳田副委員長)

そういう町の名前を二つも三つも四つも1人で考えて、そんな失礼なことになりませんか。

(花田委員長)

一応、甲乙つけがたいということもあるよ。

1人1点。いいですか。甲乙つけがたいなんて、悩んだってだめですよ、1点だから。
はい、では、そういうことだね。

(成田事務局次長)

これ、住民だけ対象にするのであれば、応募はがき方式でなくて、チラシを渡して、例えばその町の役場に返してもらうとかという方法であれば、これはスピードを相当速めることが可能なのです。

(小林代理)

スピードを速くして、1カ月早く。

(成田事務局次長)

1カ月間の期間を設けたのは、要するに、応募はがきをつくるとなれば点線の切り取りとかありますので、きちっと業者に印刷していただいて、料金が受け取り払いですから、郵便局の申請手続ですとか、そういうものも含めた中で期間を設けたのです。それで、例えばこのチラシを単票の1枚物で、応募はがきの欄を応募はがきではない形にすれば、そのまま返してもらえば、すぐ集計はとれますし。各町役場に返してもらうという形であれば。ただ、あくまで郵送という形をとれば、印刷しなければならない。

(真柄委員)

お年寄りの年輩の人方だったら、やっぱり往復はがきなら何とか出すけど、そうしたら、これ、連絡員のいない、強制的に回収していただければ別ですけども、これはやっぱり往復はがきというのは一番安全で無難なパターンではないかなという気がするけど。

(柳田副委員長)

書いて、送って、応募してもらう、という方法にしないと大変ではないだろうか。

(花田委員長)

総参加だという意義からしたら、その方がいいかもわからないですね。経費だとかそういうことでなくて。それは、応じられない場合は、それはそれなりの事情があったのでしょうか。皆さんがそういう形で往復はがきで参加できると、名づけ親になれるのだと、全部が。あとは、ホームページとかそういうもので発信しますから、大成会だとか瀬棚会だか北檜山会になって、私の方は7月3日、大成会がございますし、東京もそういうのがあるでしょう。だから余り……7月の早い時期の方が本当はベターなのでしょうけれども、そういうことを含めるとある程度時間もこれくらい

必要と思いますが。

(真柄委員)

あと、またしつこくで申しわけない。詰め段階ですから、今言う往復はがきを世帯に出すのか、1人1人に出すのかというのは、これは作業も経費も全く違うのですよ。これもきちっとしておかないと、先ほど言ったようにこのままで権利はあるわけですから。

(道高事務局長)

往復はがきを出すのではないです。応募はがきです。印刷してちゃんと、そのまま出せば郵便局で受け取るような形になりますから。

(花田委員長)

だけでも、家族が1人でないですから、それをどうするかだね。所帯にはたどり着くだけでも、みんなが家庭内で話しして、「私も参加してみたい」といったときに、ではその応募用紙をどうするのかということも考えないと、せつかくのこれまで智恵を集めたものがふいになってしまうから。

(小林代理)

「みんなが参加」という言葉は今、はやりになっている。すべて人権があるから、制度があれば、それは権利があるということだけでも、これを今、決めるときに、社会に、社会人としてそういう社会人としての意思が、責任が持てる、そういうふうな方々を対象にしなければ、字を書ける者を何もかもみんな応募の……権利あるかもわからないけれども、その辺の交通整理というのは必要じゃないでしょうか。

(小田委員)

今言ったけれども、そうはいつでも、例えば小学生とするだとか、何か赤ちゃんのウニャウニャと書きたいなと思ったら書かせるということにも現実になるのかという。

(真柄委員)

そういうときに、現実には何か小学生以上かなんかという形で、一応さっき大体確認を得たのではないですか。

(石川委員)

年齢の下の制限はありますかとあって、さっきは「ない」というふうに決まったのです。

(柳田副委員長)

これ、各町内会で掌握していただくということは不可能？

(花田委員長)

さっき言ったようにこの1枚のチラシのところに、別紙にして、その応募する分だけ……。

(小田委員)

これもちょっと5枚くらい二つ折りにして、そして大体5枚もあれば、軽くいんじゃないですか。

(小田委員)

ありますよと。そうすれば、1枚だったらちょっと不親切だなと思うけれども……。

(佐々木委員)

1軒の家で、新しい町になるのだけれどもどうしたらいい、みんなで考えれば……。別紙で。

(花田委員長)

必要であれば、一つにまとめる家庭もあれば、やっぱり個々に言う考え方があるのだから、1枚のチラシの紙面と後ろにカガミ大のがちょっとやったら、3枚でも4枚でもつけておいて、別紙としていいですか。

では、そういうことでいきたいと思います。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

応募期限は8月10日でいいですか。

(道高事務局長)

一応、これを目標としてなるべく早く終わるようにしていきたいと思います。

(小林代理)

長くズルズルいくより、短くできるのではないかと。

(柳田副委員長)

できるのなら、うちの助役が言ったように7月31日を目標にしてやられるということも一つの案だろうと。

(花田委員長)

それはホームページでやらなければならないでしょう？

(小田委員)

いつの何とかだよりでやるとしたら、もう1カ月ぐらいでいいのではないのでしょうか。

(花田委員長)

とりあえずこのことで……。8月10日。そういうふうにしましよう。

今まで申し上げたようなことでは、「広く」というのは町民を指しての表現で、このまま。そういうことと、応募のはがきについてはチラシの中に、別にはがきそのものを応募できるような工夫をするということ。そして、公募期間は8月10日、この予定された日ということでございます。大枠についてはそんなことで……。応募は1人1件ということに、それは修正をさせていただく。このことによって新町名の募集要綱を定めるということによろしいのでしょうか。

(小林代理)

もう1件、7番の関係でちょっと……。新町名の決定方法なのです。これ、前段、うちの議長からお話しあったとおり、資料を出させていただきましたね。法定協議会における「久遠郡大成町」の話です。これが、その5点～10点を選定する過程での決定する審議の材料にさせていただけるものなのか。今のような状態であれば眠って終わりなものですから、これをどんな形でもって扱っていただけるのか。

(花田委員長)

委員会としては、旧町、新町を問わずという、こういうことでした。先ほど原則と言ったのは、それを外したのはそういうことで網羅していくということですから、ここのところでもう既定事実で、そのものが5点、10点の中の候補だということについては、私はないと思うのですけれども。今までやった思いは、だからそこを今、とらえてやったところだと理解するのですけれども、どうですか。これが、この最終的に残る1点なのだということで、今までの審議をしたこういうこともあるので、本来は旧市町村名を使わないというのは大体普通の考え方なのでけれども、思いはそれぞれあるでしょうと。したがって、新旧問わず、その名前にフリーでやりましよう、ということになったわけですから、そこでよろしいのではないですか。

(小林代理)

だから、その5ないし10点を選定する過程において、この資料が検討材料に上がって、見てあげるかどうか。

(花田委員長)

これはどうですか。

(石川委員)

募集した結果、今の思いが全く……言葉があれですけれども、瀬棚町民さんからも大成町民、北檜山町民からも「いやいや、全く新しい名前がいい」というのがたくさん出た場合に、やはりそれは外れていくことになるのでないでしょうか。

(小林代理)

うちの議長は、任意協でこの議論をしたときには、その法定協のは上げるべきだというふうなまとめになっていると、冒頭そんな話をされましたね。それで今、この小委員会でのこの資料を出されたわけでございますけれども、そういたしますとひと起こしいたしまして、私は候補名5ないし10点はそれはそれとしてこの任意協でまとめ、この小委員会が出されたこの部分を法定協に戻していただきたいという、こういう願いがあるのです。でなければ、せっかくの任意協のまとめなり、きょうのこの資料の配付なりがここで埋もれてしまうという可能性につきましては、だめなのでね、これは法定協に出すよ、というふうな約束があったというふうなことを聞かされた以上は、そういう取り扱いをしていただかなければ、余りにもかわいそうではないかなと。

(成田事務局次長)

よろしいですか。事務局から先ほどの「久遠郡瀬棚町」の関係、私、事務局を当時担当してお話を聞いております。その流れの中からいけば、確かに久遠郡瀬棚町というのを柳田議長さんからお話しした中で、決して悪いお話しではないと。それについては否定するものではないというお話でしたけれども、あくまでも公募を原則として、まず公募をしましょうと。その中でどうしても町の名称が決まらない、そういう場合についてはそれも腹案として最終的な法定協の中で案として持っていったらいかがでしょうかというようなことでしたから、私があえて最初から説明しなかったのは、当然、もめてもめて新町名が決まらないときにはこれを最終的な腹案として提案したらいかがかというその当時の結論でしたから、そういう形で私はとらえていたところなのですけれども。

新町名が決まらないで、例えば公募もしました。いろいろな選考方法もやってみました。けども、どうしても決まらない場合があります。そのときには、最終的な案として、これはうちの議長から言った案ですけれども、そのときは任意協でもんだものがあるのだから、それを腹案として持っておいたらいいでしょう、ということですから、これがひとり歩きするようなことなくして、皆さんでその辺を押さえておきましょうというお話だったと思います。

以上でございます。

(柳田副委員長)

言った言わないのことがなれば、これ、非常にややこしくなるから余り言いたくないのですけれ

ども、これはそのときの私のメモとその受けとめた感覚でというか、思いで言えば、そのときには、法定協が設立された後、話が出たらそのとき話し合っただけかというふうなことだったのですよ、間違いなく。私はそういうふうにメモしてあるのだもの。そのときのメモ。だから、含みが違うのですよ。思いがね。だから余り言いたくない。だけでも、現実にはそこなのだ。

(内田委員)

だから、私がさっき言ったように、確かにあの当時、任意協の中で出ましたよね。それで、法定協の中で、結局やるということはいいのですよ。だから、今法定協のこういう小委員会の中で話したときに公募という話が出ましたよね。私が言ったのはそこなのです。瀬棚さんには強い思いがあるのです。だから、任意協の中で議長が出したわけでしょう。だから、さっき言ったように、それぞれ町民の皆さん方というのは相当な期待をしているのではないかというふうに私も理解するのです。そういう反面、だから私はそのことをまず議題に上げて、その瀬棚さんの思いを通すのか、あるいはまたそういう中でいわゆる公募というふうに決めるのか、その点をまず慎重にやらないと、今言ったような問題が出てくるわけです。確かにこれは公募したときに瀬棚というのが出てくると思うのですよ、これは、公募したときに。旧町名を使わないというのでない、使うのだから。だからそのときに、果たしてその議題が出たときに、ほかのいろいろの委員会の中で新しい名前が出たとする。瀬棚町以外に、その瀬棚町というのを一つその中に入れて議論していくのかということになると、私は、その中にまたもめる要素があると思うのです。だから、その前にきちっと、その瀬棚さんの信頼で、北檜山町、大成町の皆さん、委員の皆さん方がどう感じているのかということをやっぱり議論しないと、これはうやむやうちにそのままでやったら、これはこの先また大きな一つのあれになってくると思うのです。だから、今のうちにきちっとしたあれをやっておかないとどうしようもないのだよ。

せっかくいろいろ議論しても、そこがいいと言ったときにそれがだめになる可能性という……今、一番、この問題は、やはり本庁の所在地というのは決まったけれども、一番問題になるのは新町名の問題と本庁の問題が一番問題になるわけですから、これをやっぱり十分時間をかけてしないと、せっかくそれはやっても、後でまた、いや、あのときの約束はどうだとかこうだとかとなって、またせっかく公募したのもどうなるのかと、こうなると今度、公募したら、町民の皆さん方から「おれらが出したやつ、一体どう取り扱うのだ」という、これまた大きな一つの問題になってくるわけだから。だから、その点、私はやっぱり時間をかけて慎重にやっていくべきでないかということをおっしゃっているのですよ。

(柳田副委員長)

おっしゃるとおりだと思います。ただ、恐らくそれは出るでしょう、今後とも。いや、僕も出さざるを得ないのですよ。僕、さっきも話しましたように、これを引っ込めなさいと言われたわけではないのだから、僕自身が任意協の中で。僕は受け取っていただいたと思っているわけだから、だから話題にのせてくれればそれでいいと。のせられないならその説明をしてくれればいいと、そう

いう考えで今まで来たわけなのですよ。

(内田委員)

私の方から最後に確認しますけれども、例えばその資料を出していいと言ったと。そして、この委員会の中で、「いや、それはまずくない」「やっぱり何か公募でやった方がいいのでないか」といったときに、それは引っ込められるのですか、そうしたら。「いや、わかりました」「皆さん、それならいいですよ」と言えますか？ そこなんですよ。

(柳田副委員長)

流れを見て、今までの流れとかありましたけれども、だけれども、多分公募になるだろうと。先ほど話しましたように、公募になるだろうと、雰囲気から見て。しかしながら、受け取っていただいたものなのだから、何らかのそれに対する説明がいただければそれでいいのだということをお話したはずなのです。だから、それはそれでいいのです。だから、うちの助役としては、先取りのような候補というふうに取り取られて、それもいいですけども、これも一つの中の、例えば5～10点の中の一つに入れていただければ非常にうれしいという形で、助役が話したと思うのです。決して「それをどうしてもこうしても使え」なんて言っていないと思うのですよ。

(内田委員)

だから、そこなのです、問題は。ただ、本当に公募の中に瀬棚という名称を入れただけでいいのか、それで瀬棚町の皆さん方は満足するのか。では、公募の中に入れてくれたのだから、あとはそうなるとなるまいと公募に入れてくれただけでいいのだ、という考えであれば……

(柳田副委員長)

それはわからん。

(内田委員)

だから、そこなんだって、問題は。

(真柄委員)

だけど委員長、先ほど言ったように、各委員さんからも旧町名も全部入れましょうというのが、今瀬棚の助役さんがくしくもおっしゃいましたけれども、私は委員の中の1人としてはそういうことも、これも文書にしてこうやって確約しなければだめだとなれば、これは大変なことですし、今そういう中で、ただ石川委員の心配するのは、仮にこの委員会が配慮して1点入れたとしても、仮にもしそれがすごく応募数が少なかった場合に、そういうことだって一つ、やっぱり幾らそういうことが任意協の中で、仮にどういう形か……ちょっと今の言っているニュアンスの中ではどっちが、ちょっとわからないですけども、私方いないからわからないけれども、それにしても、やはりあ

る程度の支持があった中には当然、私は瀬棚町という名前も入ってくるだろうという前提でありますし、そういう中でぜひ、いろんな形で議論していくという部分も含めて、あくまで町民の方々にきちっとした機会を与えるという意味で公募という形で先ほどまで話したと思っていますので。

（小林代理）

十分に理解しております。公募の出発点から理解しています。私が言っていることは、非常にこのストーリーがあるわけですよ。この資料を見させていただいた限りにおいては。だから、これをもって決定せよというふうなことは全然言っていませんし、考えるわけでもないし。ただ、5点なり10点の中で、恐らく瀬棚町も入っていくでしょう。北檜山町も入る、大成も入る。こういうふうなことだというふうなことも理解しています。理解するのだけれども、せっかくうちの議長が言ったこれだけのストーリーが任意協議会で出させて、法定協議会にきょう、出させてもらっているのだけれども、そういうふうなみんなの目に触れていただきたいということなものだから、法定協議会にこの小委員会が5ないし10とって報告するときに、こういうふうなものを議論の対象にしたよというふうなことを出していただけるのですかと、こういう質問をしているのですよ。全然、瀬棚町だとか久遠郡とか、これはこだわりません。

（花田委員長）

公募する。旧町名と新しいものを問わずということにしたわけですから、そうなった背景というのは実はこういうことも、ということが当然出てくるわけでしょう？ そういうことでしょうか？

当然、なっているのだと。今までいろいろ聞くと、この際だから新しい発想の中でやろうではないかといっても、その地域地域の物の思い、ふるさと観というのがやっぱりあるわけですから、そこを十分考えてこういうふうにしましたと。こういう思いもありますよということは申し上げなければ、皆さんも理解してくれないと思いますよ。

（真柄委員）

確認しますけれども、ここの中の5点、10点きりではないということです。

（花田委員長）

そういうことで。

（成田委員）

公募はしてみて、何点か絞り込むと。だけど、それで結論が出なければ、こういう形になったとしてもよろしいだろうと。

（花田委員長）

それはそのときの話の中で出てくることで、初めからありきだということではなくて、この背景

はこういうこともおもんぱかってこういうふうにしましたよと、こういうことですよ。

(成田委員)

それで私はいいと思うのですけれども。

(花田委員長)

そういうことで、ご理解願います。

それでは続けて、議案4号 新町名の候補選定基準についてを議題といたします。

事務局から議案の内容を説明いたさせます。

(成田事務局次長)

議案第4号 新町名候補選定基準について。

新町名候補選定基準を別紙のとおり定める。平成16年5月18日提出。新町名候補選定小委員会。

議案第4号 新町名候補選定基準についてご説明をいたします。11ページをお開き願います。

1番目の「選定基準」につきましては、漢字、平仮名、片仮名などによりまして、読み書きが簡単な名前、①から⑦の条件のいずれかを満たしている作品を選定していただきたい、とした原案でございます。

①が、地域が地理的にイメージできる名前。

②が、地域の特徴をあらわす名前。

③が、地域の歴史・文化にちなんだ名前。

④、地域を対外的にアピールできる名前。

⑤、地域の知名度が向上できる名前。

⑥、住民等の理想・願いにちなんだ名前。

⑦、その他新町としてふさわしい名前としているところでございます。

既存の町の名前も応募することも可能としておりますが、数の原則によりまして、応募がされた場合を想定しまして、この選定基準の下から4番目の「選定にあたっての留意点」の①にございませぬけれども、ここでは得票数は、新町名の候補や新町の名称の決定に当たっては、影響を及ぼさないものとする、というようなことで明記をさせていただきました。

上に戻りまして、2番目の「選定方法」に関しましては、小委員会におきまして応募作品の中から名称としてふさわしい候補5～10点程度を選定しまして、協議会に報告をいたします。最終的には協議会での協議により新町名を決定する、という考え方でございます。

3番目の「応募作品の修正」につきましては、万が一応募作品をそのまま採用することが難しいという場合につきましては、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で協議会の方で修正することができるものとする、という内容でございます。

また、「選定にあたっての留意点」の②の方でございませぬけれども、こちらにつきましては、応募した理由について、その作品をなぜ応募したのかという理由を十分に考えながら選考をしていた

できれば、という内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(花田委員長)

議案の説明が終わりました。新町名の候補選定基準について、何か質疑がございましたらお受けしたいと思います。

(柳田副委員長)

追加提案ということでお願いしたいことがございます。よろしいですか。

(花田委員長)

中身がわからなければ……。

(柳田副委員長)

今、発言してよろしいですか。今、ずっとやって、この4番まで来ないうちに、先に追加提案させていただきます。よろしいですか。

(花田委員長)

内容によって……。

(柳田副委員長)

わかりました。実は、郡名の決定について追加提案ということでさせていただきたいと思います。

町名の選定についてはいろいろと今までやってきました。町名ということについていろいろやってきましたけれども、郡名については何もありませんね、今のところ。そこで、郡名ということについては、これは都道府県知事の権限というか考え方の裁量の中にあるのだということも聞いていますけれども、現実にはその合併する自治体の考え方に沿って各知事がよろしいでしょうということになると。それが100%近いものだと思って聞いております。そう考えると今、3町というのは久遠郡と瀬棚郡です。二つあるわけです。2郡なのです。それを合併では1郡としなければいけないと思うのです。この二つを一つにしないといけません。そこで追加提案なのですが、郡の選定方法については、公募にするか、協議会からの付託を受けて小委員会で候補郡名を選定するか、その方法の決定についての二つを提案させていただきます。

(佐々木委員)

私もよくわからないのだけれども、郡という行政上の位置づけというのかな、どういう意味を今、持っているか、その辺全然わからないのです。郡というのは何なのか、今の時点で。その定義がわからないのですよ、私。

(柳田副委員長)

郡とは……その位置づけはともかくとしても、今、現実に2郡あるわけです。その郡を一つにしないといけないということも、これも事実なのですよね。位置づけはともかくとしても。それについてのやっぱり郡という名称の決定というのがあらなければならない、と考えるのです。それを今、話しましたように、これも公募するのか。郡も。それとも協議会から、きょうの話で付託をさせていただいて、そして小委員会で郡名を選定するというにすることするのか、その方法の決定について皆さんのご意見を伺いながら、これを追加提案として受けとめていただければありがたいと。

(成田事務局次長)

ただいま郡名のお話が出ましたけれども、基本的に郡名というのは北海道が決めることになるのです。それで、協議会にも決定する権限はない事項なのですけれども、ただ北海道の言い分では、要するに郡に携わる関係町が協議して、それでよければ北海道はそういう手続をとってあげますよというようなことなものですから、詳しい中身、今の佐々木委員さんからもお話しありました。その定義とかかわからないと思いますので、それについては次回の小委員会に、郡名に関するいろいろな基礎資料を事務局でご用意させていただきまして、その中でご審議していただいて、どうしていくかということのを改めて提案していきたいなということ考えております。

(真柄委員)

私は、それは町名小委員会は確かに付託を受けました。1回、これは法定協の方へ提案していただいてから、ここで扱うとかというのが本来だと私は思いますので、そういうふうに取り計らっていただきたいと。提案すること自体に関しては私も、しなければならぬだろうと思いますけれども、小委員会からそういう形で本会議にという形は、私は筋が違うと思いますので。

(花田委員長)

まさしくそうだよね。町名までは入れたのさよね。抜けたのさ。

(柳田副委員長)

私の取り越し苦労かもしれませんが、例えば町名を公募ということになっていますよね。決まりましたよね。そうすれば、町名だけをやって、あとの郡というものについての扱いはまだ後でいいのかと、こういうふうなことに……手間は余分にならないような形をとればいいのではないの、ということがあるのですよ。だから、それをたまたまこれは町名として小委員会ができたのだから、それはそれでいいだろうということになるのなら、それで結構です。

(成田事務局次長)

皆さんのお手元の2ページに、実は新町名候補選定小委員会運営要綱というのがございます。こ

ちらの方の第2条を見ていただければおわかりだと思いますけれども、この小委員会で行う所掌事務というのがございます。この中の（3）で実は、「その他新町名に関し必要な事項」ということをうたっているわけなのです。ということは、1度戻さなくても、町名に関して付随することは小委員会で検討してもいいですよ、というようなことで一定の幅を持たせてありますので、この中で検討していったらいかがかなと思うのですけれども。

以上でございます。

（花田委員長）

その（3）にその他関することですから、真柄委員さんの、私たちが受けてやっている中に入っていないではないかという、明らかに郡名というのがありませんでした。今事務局の言うのはそこも含めてということですから、今せつかくの提案もやっぱり3町が一つの意向を固めて知事に提言する形になるのでしょうか。あってもなくてもいいのだという説の方もおるのですけれども、それは全部歴史が入ってございますから、今のそのものの次回にそういうものを追加して、この審議の中で皆さんにまたお諮りしてみたいと、こう思っておりますことでよろしいでしょうか。次回の、そういうことでね。

では……。

そうですか。

今のそのこと、前段のことを念頭に置きましてお諮りしている新町名の候補選定基準について、ご意見をまとめたいと思いますが、ご異議ございますか。

（佐々木委員）

どっちでもいいですが、その前段に募集の関係がありましたよね。それで、その新町名を募集するに当たって、いわゆる応募する側として、応募しやすいように、つまりこの選定基準をやさしく、かみ砕いて応募のチラシの方に載せるようにしていただきたいなということです。

（花田委員長）

わかりました。ごもっともだと思います。そういうことを配慮するようにいたします。

（小林代理）

もう一点、悪いけれども、留意点の中で、決定に当たっては得票数は影響しない、ということですが何か違う表現ないのだろうか。

（花田委員長）

文言の検討は事務局に出させます。

そういうことで、先ほどお諮りしているように、この選定基準で、要はご注意ください周知するときはわかりやすく、そういうことと文言の今の表現についての検討、これを含んでこの選

定基準についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

少し休憩させてください。

(休憩) (午後4時48分)

(再開) (午後4時55分)

(花田委員長)

それでは、時間も時間ですので、休憩を取り消して早々と審議に移りたいと思います。

つきましてお諮りします。

議案第5号の新町名の候補選定スケジュールと議案第6号の新町の名称募集チラシについて、これまでいろいろとご注意やそういうお心をちょうだいしてまいりましたので、一括して議題とさせていただきます。

それでは、事務局の方の説明をお願いしたいと思います。

(成田事務局次長)

議案第5号 新町名候補選定スケジュールについて。

新町名候補選定スケジュールを別紙のとおり提案する。平成16年5月18日提出。新町名候補選定小委員会。

議案第5号 新町名候補選定スケジュールについてご説明をいたします。13ページをお開き願います。

5月、6月は、公募準備期間として設定をさせていただきました。

5月中の作業といたしまして、既に5月14日開催の第3回協議会において、当小委員会の運営要綱が承認され、小委員会が設置されたところであります。小委員会における公募要領の制定、選定基準の制定、募集チラシの作成などにつきましては、本日の小委員会での検討・協議をしていただいたところでございます。

6月の作業といたしまして、事務局において新町の名称募集チラシの印刷発注、郵便局への受取人払い申請手続、ホームページ掲載準備、さらには、チラシができましたら各町に事務局よりチラシを発送いたしまして、各町において公募開始前に全世帯に配付をしていただく予定となっております。

7月の作業といたしまして、7月1日から公募の開始を予定し、協議会だよりやホームページ、報道関係などによる広報活動を行うこととしております。公募期間は42日間を見込みまして、8月10日を公募締切として決定をさせていただいているところでございます。公募締切後は、事務局に

において募集作品の取りまとめを行い、集計結果を8月下旬には小委員会にお示しをしていきたいと考えております。新町名の候補の絞り方の方法などについては、第2回目にご協議をしていただく予定としております。

9月には、応募作品の中から小委員会において候補名を絞り込みを行い、新町名の候補を協議会に報告することとしております。さらに協議会では、小委員会報告を受けまして、新町名に関する協議を行い、新町名を決定する流れになろうかと思っております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第6号 新町名の名称募集チラシについて。

新町名の名称の公募に当たり別紙のとおり募集チラシを作成する。平成16年5月18日提出。新町名候補選定小委員会。

議案第6号 新町の名称募集チラシについてご説明をいたします。15ページをお開き願います。

このチラシは3町の全世帯を対象に配付することを目的に原案を作成しております。

チラシの表面には新町の名称の募集案内文、応募方法、応募期間、問い合わせ先、さらには応募専用はがきを1枚に収める形とさせていただきましたが、先ほど委員の皆さんからご提言がありましたので、はがきの追加をしていきたいと考えております。

応募専用はがきは、切り取りやすくするために切り取り線を入れることとしております。裏面には、次のページになりますけれども、募集要項として、応募の対象者や応募方法、応募の際に記入すべき内容、その他の事項として、作品の一部修正や作品の権利の帰属先記録先、応募の際の留意事項、あて先などを記載させていただきましたが、先ほどご提言がございましたので、選考基準についても追加をさせていただくこととします。

また、応募はがき専用のはがきの裏面には、応募の際に記入しなければならない内容を掲載しております。さらにはファクスによる応募が可能となるように、この裏面の応募専用はがき欄に記載の上、そのままファクスもできる形とさせていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(花田委員長)

ただいま事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思いません。

ございませんでしょうか。

お諮りします。今、言葉で申し上げました。そして、そういういろんなことを修正、そしてつけて加えて、でき上がった時点で、今日の小委員会の皆様にお届けをして、もう一度お目通しをいただくと。その上で協議会の指定のところの報告につけると、こういうことの方がよろしいのではないかと思いますので、そのときにまたご意見もちょうだいしながらしたいと思っておりますので、そういうことを含んで、この原案どおりということでご承認いただくこと、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

では、そういうことでさせていただきます。

以上で、議案案件が終了しましたが、特にそのほかの事項ではありませんが先ほど新たな提案は考えていましたので、次回に郡のことについてはお諮りしたいということで申し上げてありますが、そのほかにございませんでしょうか。ありませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(花田委員長)

ないようです。事務局は特にあるのかな。

(道高事務局長)

それでは今、小委員会議事で決定されたことにつきましては、今月28日の第4回の協議会で、小委員会における協議結果につきまして随時報告することになっておりますので、きょう決定されたことにつきまして協議会に報告させていただきたいと思います。

以上です。

(花田委員長)

それでは、これをもちましてきょうの会議を内容の豊かな会議にさせていただいたことを委員各位にお礼を申し上げて、この席を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(午後5時2分)